

15 その他

2 障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて

平成25年4月1日から施行されている障害者総合支援法の附則第3条においては、施行後3年を目途とした見直しを検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされているところ。

具体的な検討事項としては、同条において

- ・ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ・ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ・ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ・ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ・ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

が、あげられている。

これを受け、昨年12月から有識者を構成員とする障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループを開催している。ワーキンググループにおいては、4月を目途に論点整理を行い、その後、これらの論点について、社会保障審議会障害者部会で検討を行うこととしている。

検討結果によっては、制度改正等の対応を行っていくこととなることから、検討状況については、随時、情報提供を行うこととしているので、ご協力方よろしくお願ひしたい。

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

附 則 （平成二十四年六月二十七日法律第五一号） 抄

（検討）

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ

障害者総合支援法の附則における3年後見直し規定等を踏まえ、障害福祉サービスの実態を把握した上で、その在り方等について検討するための論点整理を行う。

〈構成員〉

○大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授
吉川 隆博	東海大学健康科学部准教授
◎佐藤 進	埼玉県立大学名誉教授
田村 綾子	聖学院大学人間福祉学部准教授
寺島 彰	浦和大学総合福祉学部教授
野沢 和弘	毎日新聞論説委員
山下 幸子	淑徳大学総合福祉学部准教授

◎座長 ○座長代理（敬称略、50音順）

〈スケジュール〉

・平成27年1月～関係者、当事者等も交えて議論を行い、4月を目途に論点を整理

5 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて

平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病等を追加し、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できることとなった。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において疾病の要件及び対象疾病の検討を行い、第一次対象疾病がこれまでの 130 疾病から 151 疾病に拡大したところ（平成 27 年 1 月 1 日施行）。

第二次対象疾病については、今後の指定難病の検討等を踏まえ、引き続き障害者総合支援法対象疾病検討会において検討し、平成 27 年夏から秋頃を目途に施行を予定している。

直近（平成 26 年 10 月）のサービス利用実績では、実人数で 1,080 人（平成 25 年 4 月：156 人）と増加傾向となっているが、今後も対象となる方が必要な障害福祉サービス等を受けることのできるよう、対象疾病が拡大したことなど制度の周知に加え、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いしたい。

また、医療担当部局と連携し、障害者手帳が取得できない場合でも障害者総合支援法の対象疾病に該当すれば障害福祉サービス等を受給できることなどの基本的な制度について医療機関へ周知することや、都道府県労働局・ハローワークと連携した就労支援等、部局間の連携についてお願いしたい。

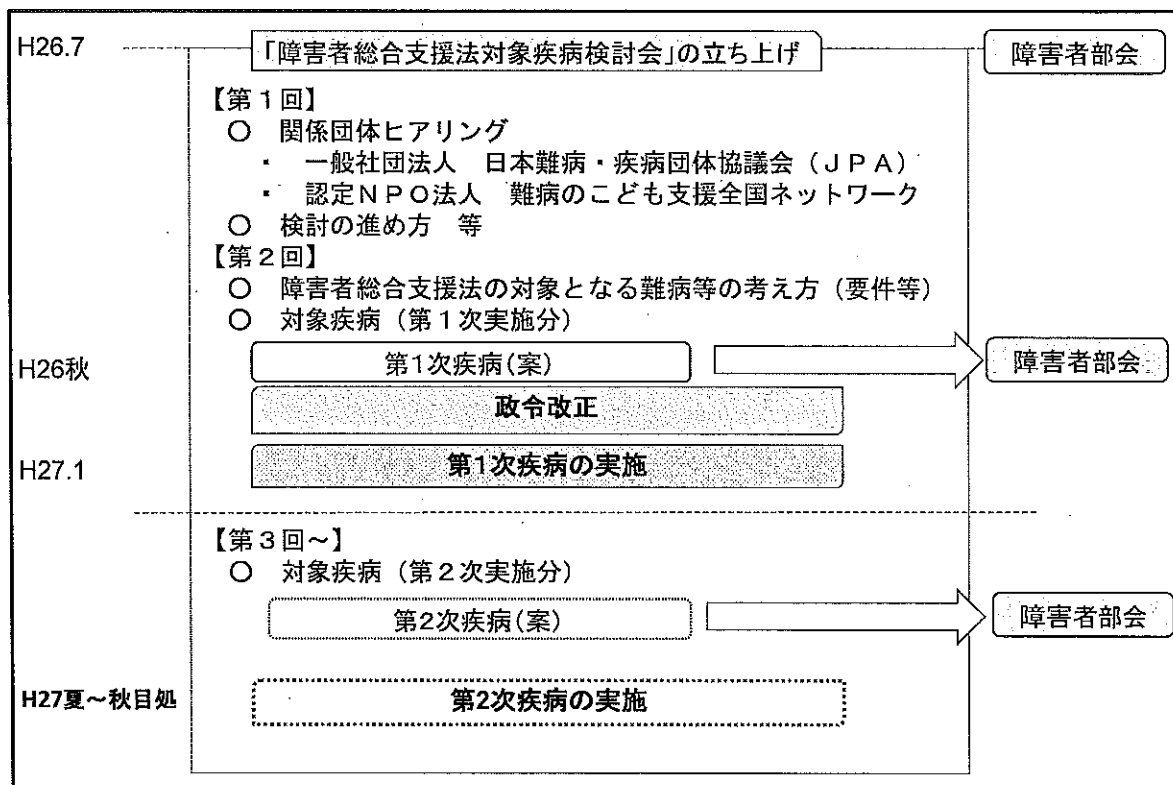
障害者総合支援法対象疾病検討会 構成員名簿

	飯野 ゆき子	自治医科大学総合医学第Ⅱ講座主任教授
	大澤 真木子	東京女子医科大学名誉教授
	丹野 久美	横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課課長補佐
	千葉 勉	京都大学大学院医学研究科消化器内科学講座教授
	寺島 彰	浦和大学総合福祉学部教授
	直江 知樹	国立病院機構名古屋医療センター院長
	中島 八十一	国立障害者リハビリテーションセンター学院長
◎	中村 耕三	国立障害者リハビリテーションセンター総長
	錦織 千佳子	神戸大学大学院医学研究科内科系講座皮膚科学分野教授
○	平野 方紹	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授
	水澤 英洋	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター病院長
	宮坂 信之	東京医科歯科大学名誉教授
	和田 隆志	金沢大学大学院医薬保健学総合研究科教授

◎座長 ○座長代理

(50音順、敬称略)

障害者総合支援法対象疾病検討会における検討スケジュール



障害者総合支援法対象疾病検討会における検討結果

(1)障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病の基準を踏まえつつ、福祉的見地より、障害者総合支援法の対象となる難病等要件等を検討。

※ 他の施策体系が樹立している疾病を除く

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	<u>要件としない</u>
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	<u>要件としない</u>
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

(2)障害者総合支援法の対象となる疾病(別紙参照)

○ 第1次対象疾病 130疾病⇒151疾病に拡大

○ 従前の障害130疾病のうち、指定難病の対象外となる3疾病の取り扱い

スモン	対象	「発病の機構が明らか」であるが「長期の療養を必要とする」
劇症肝炎	<u>対象外</u> [※]	「長期の療養を必要としない」
重症急性膵炎		

※ ただし、経過措置を設け、すでに障害福祉サービスの対象となっていた方は継続利用可能とする

○ 障害者総合支援法の対象疾病については、指定難病における「重症度分類等」は適用しない

※ 医療費助成の対象患者は、指定難病の患者であって症状の程度が重症度分類等で一定以上の者、もしくは高額な医療を継続することが必要な者となっている

※ 障害者総合支援法においては、従前の130疾病と同様、特定の疾病名に該当すれば、障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分」の認定を受けることが可能

平成27年度和歌山県相談支援従事者初任者研修について

項目	A研修(5日間)	B研修(2日間)
研修対象者	相談支援専門員として従事しようとする者	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする者
日程	平成27年7月1日(水)・2日(木)・3日(金) 7月22日(水)・23日(木) ※5日間全てを受講する必要があります。	平成27年7月1日(水)・2日(木) ※2日間全てを受講する必要があります。 ※A研修の1日目、2日目と共通講義になります。
場所	和歌山県立情報交流センターBig-U (住所: 田辺市新庄町3353-9)	
定員	140名	80名
受講料	5,000円	2,000円
申込受付期間	平成27年5月中旬から下旬頃を予定しています。	
備考	<p>◎申込方法(申込先、申込受付期間、申込書様式等)や研修プログラムの詳細は 決定次第(平成27年4月中旬頃) 和歌山県障害福祉課ホームページ (http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/) に掲載します。</p> <p>※和歌山県内で障害福祉サービス事業を実施している法人本部あてには 平成27年4月末頃に案内文を送付する予定です。</p>	

【問い合わせ先】
和歌山県障害福祉課在宅福祉班
TEL073-441-2533

◎サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修

受講申込みにあたっては、下記の要件に該当しているか十分ご確認ください。

(1) 厚生労働省告示が定める実務経験等を有すること

・サービス管理責任者

平成18年9月29日 厚生労働省告示第544号

・児童発達支援管理責任者

平成24年3月30日 厚生労働省告示第230号

(2) 相談支援従事者初任者研修を修了していること

開催時期については、決まり次第、県障害福祉課ホームページにて情報提供いたします。

また、平成27年度に各分野別の現任研修の開催を予定しています。

この研修につきましても、受講要件、開催時期等が決まり次第、県障害福祉課ホームページにて情報提供いたします。